

美浜町人事行政の運営等の 状況を公表します

8. 職員手当 (令和4年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当(月額)	子 10,000円 その他扶養親族 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき、5,000円を加算
住居手当(月額)	賃貸住宅に居住する職員で16,000円を超える家賃の額に応じ、最高28,000円まで
通勤手当(月額)	<通勤のため公共交通機関等を利用> 1か月当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額(運賃等相当額)が ①55,000円以内の場合→運賃等相当額 ②55,000円を超える場合→55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 <通勤のため自動車を利用> 通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から31,600円まで
宿日直手当(1回)	4,400円 ※5時間未満の勤務の場合 2,200円
管理職手当(月額)	総務課長補佐、参事級、課長級 39,700円~62,300円

9. 特別職の給料、報酬等 (令和4年4月1日現在)

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当支給割合	3.35月分			3.10月分		

※期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

10. 部門別職員数 (令和4年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和4年	
一般行政	議会	3	3	
	総務・企画	37	38	1
	税務	8	7	▲1
	民生	55	48	▲7
	衛生	12	11	▲1
	労働	0	0	
	農林水産	9	10	1
	商工	6	7	1
	土木	11	9	▲2
	小計	141	133	▲8
特別行政	教育	23	23	
	消防	0	0	
	小計	23	23	
公営企業等	水道	5	5	
	下水道	3	3	
	その他	8	7	▲1
	小計	16	15	▲1
	総合計	180	171	▲9

※条例に定められている職員定数は250人

11. 職員数の推移状況 (令和4年4月1日現在)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
職員数	190人	185人	180人	171人
対前年増減数		▲5	▲5	▲9

町では、人事行政について、町民の皆さまに運営状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。

条例や町議会における予算の審議を通じて公表していることとあわせて、町民の皆さまにより一層ご理解いただくため、今月号では人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※お問い合わせ先
町総務課(担当・関口) ☎32-6700

1. 人件費 (普通会計決算) 人口は令和4年3月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)	2年度(参考)
令和3年度	9,071人	112億64万円	15億5,531万円	13.9%	14.2%

※普通会計とは、一般会計に診療所事業特別会計と道路用地取得事業特別会計を加えたものです。

2. 職員給与費 (普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和3年度	167人	5億5,542万円	9,362万円	2億1,806万円	8億6,710万円	519万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

3. ラスパイレス指数 (令和4年4月1日現在)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
ラスパイレス指数	93.9	94.1	93.3	93.0

※ラスパイレス指数とは、国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数です。

4. 初任給 (令和4年4月1日現在)

区分	美浜町	福井県	国	
一般行政職	大学卒	171,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円

5. 学歴・経験年数別平均給料月額 (令和4年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	243,000円	276,800円	319,000円
	高校卒	203,750円	229,950円	255,600円

6. 平均給料・平均給与月額及び平均年齢 (令和4年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	296,593円	343,361円	41.7歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

7. 期末・勤勉手当 (令和3年度支給割合)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.30 月分	1.25 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.95 月分	0.95 月分	1.90 月分

所得税の確定申告は

2月16日(木)～3月15日(水)まで



■ お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎ 22-1010

【確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です】
敦賀税務署では、申告会場の混雑緩和を図るため、時間帯が指定された入場整理券を発行しています。
入場整理券は、敦賀税務署にて当日配付するほか、国税庁の「LINE公式アカウント」から事前に発行できます。



国税庁LINE公式アカウントはこちら

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。
申告が必要な方は、期間中に必ず申告書を提出してください。
●会場 敦賀税務署 4階 (敦賀市鉄輪町1-7-13・敦賀駅前合同庁舎)
●時間 午前9時～午後4時
※ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けをしています。



確定申告により 所得税が還付される方
次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付申告により納め過ぎた税金が還付されます。
●「雑損控除」を受ける場合
●「医療費控除」を受ける場合
●「特定増改築等」住宅借入金等特別控除」を受ける場合等

確定申告が必要な方
事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を買った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
●給与の年収が2,000万円を超える方
●給与や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
●公的年金等の収入金額が400万円を超える方
●年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方



国税庁ホームページ

電話相談センターをご利用ください
確定申告等の質問・相談にお答えします。
敦賀税務署に電話 ☎ 22-1010
●確定申告に関する質問・相談 ↓「0」を選択
「確定申告コールセンター」を開設
1月13日(金)～3月15日(水)
●マイナンバーの記載にご注意ください!
令和4年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
●本人確認書類の例
・マイナンバーカード
・通知カードと運転免許証等
・申告書等へのマイナンバーの記載
は、申告者本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族等も必要です。
※e-Taxでの提出には、本人確認書類の提示等は不要です。
国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁のホームページからご確認ください。

確定申告にはスマートフォンをご利用ください!

給与所得がある方や年金収入・副業等の雑所得がある方等は、マイナンバーカードを利用していつでも行えるスマホでの申告が便利です。

メリット

- ①スマホ専用画面で、入力がスムーズです。
- ②スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収を撮影すると自動で申告内容に反映されます。
- ③マイナポータルとの連携で、自動入力できる情報があります。
- ④還付金の振り込みが書面での提出より早くなります。

ぜひ、申告はスマートフォンをご利用ください。
※一部対応していない機種があります。

12. 職員採用候補者試験の実施状況 (令和3年度分)

◆一般試験

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務 事務(情報) 事務(移住・定住) 保育士 土木技師 保健師	令和3年7月1日	令和3年7月15日～8月5日	令和3年9月19日	令和3年10月24日	令和3年11月15日

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	3	13	10	10	10	6	1.7
	事務(情報)	2	0	0	0	0	0	-
	事務(移住・定住)	2	1	1	1	1	0	-
	保育士	若干名	3	3	2	2	0	-
	土木技師	2	0	0	0	0	0	-
	保健師	1	1	0	0	0	0	-
計			18	14	13	13	6	

◆一般試験(追加募集)

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日	合格発表日
高校卒業程度	事務 保育士 土木技師	令和3年11月17日	令和3年11月17日～12月6日	令和3年12月19日	令和4年1月11日

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
高校卒業程度	事務	2	6	5	1	6.0
	保育士	2	1	1	1	1.0
	土木技師	2	0	0	0	-
計			7	6	2	

13. 職員の勤務時間等の状況 (令和3年度分)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

※公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員(保育園等)は、上記以外の勤務時間の割り振りとなります。

14. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 (令和3年度分)

◆分限処分の状況

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	2人	0人	2人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。

◆懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	1人	0人	0人	1人

※懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。

15. 職員の福祉及び利益の保護の状況 (令和3年度分)

◆職員の健康管理の状況

(令和3年度分)

職員の健康の保持増進を目的とした健康診断等の厚生事業は、労働安全衛生法等に基づき実施しています。

内容	受診者数	決算額
定期健康診断	255人	1,949,065円
人間ドック	38人	403,000円

◆公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事の原因で病気になったりした時は、原則として公務災害として取り扱います。

町長部局	議会事務部局	教育委員会事務部局	左記以外	計
2人	0人	0人	0人	2人



※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。

ホームページはこちら

申告受付は事前予約制です

町では、新型コロナウイルス感染防止対策として、申告会場の混雑緩和や待ち時間短縮を図るため、申告受付を事前予約制で行います。下記の方法により、事前予約の上、ご来庁ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

事前予約方法

インターネット予約

予約ページのURL及び二次元コードについては、2月上旬ごろに町ホームページや行政チャンネル、チラシ等でお知らせします。

予約受付日時 2月9日(木)午前9時から3月15日(水)午後3時まで

※24時間予約可能です。予約ページへアクセスし、日時の指定、必要項目の入力を行ってください。



電話予約

☎32-6702

電話での予約は、申告受付希望日の前日のみ予約が可能です。なお、予約状況によっては、ご希望に添えない場合があります。

予約受付日時 2月15日(水)から
3月14日(火)まで

※午前8時30分から午後5時まで(土日、祝日を除く)



申告受付時間

午前の部		午後の部	
1	9時00分～9時30分	7	1時00分～1時30分
2	9時30分～10時00分	8	1時30分～2時00分
3	10時00分～10時30分	9	2時00分～2時30分
4	10時30分～11時00分	10	2時30分～3時00分
5	11時00分～11時30分	11	3時00分～3時30分
6	11時30分～正午	12	3時30分～4時00分



申告書の作成等に関するお問い合わせ

確定申告会場に来場する場合、混雑時は長時間お待ちいただく必要がありますので、まずは国税庁ホームページをご覧ください。

申告書の作成でお困りのときは「税務相談チャットボット」を、「確定申告書作成コーナー」の操作に関する質問は同コーナーにある「よくある質問」をそれぞれご利用いただくと便利です。



チャットボットの
利用はこちら

住民税(町県民税)の申告は 2月16日(木)～3月15日(水)まで

■ お問い合わせ先 町税務課(担当・大同) ☎ 32-6702

申告期間	会場	受付時間
2月16日(木)～3月15日(水) (土、日、祝日除く)	町役場 1階 町民プラザ	午前9時～11時
		午後1時～4時

※2月16日(木)、17日(金)に限り、税理士による申告指導を行います。

(税に関する相談は受け付けておりませんのでご了承ください。)

※所得税の確定申告は、内容によっては敦賀税務署での申告となります。

※福井税務署(福井市春山1-1-54・☎0776-23-2690)では、2月19日(日)及び2月26日(日)を閉庁日対応として、確定申告書用紙の配付や申告相談、確定申告書の收受及び納付相談を行います。

確定申告及び住民税(町県民税)申告受付
町では、2月16日から令和5年度住民税(町県民税)の申告受付を始めます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申告受付は、感染リスクの軽減を図る対策を講じて実施します。
住民税(町県民税)申告が必要な方は、期間中に必ず申告を行ってください。

申告延長受付日	受付時間
2月17日(金)	午後5時30分～7時
3月9日(木)	※午後6時30分までに会場にお越しください。
3月13日(月)	

※住民税(町県民税)申告の受け付けに限りです。(確定申告は受け付けできません。)

※延長受付についても事前予約制となっておりますので、ご注意ください。

国民健康保険加入者の皆さまへ

町が発行している「医療費通知書」には、10月診療分までしか表記しておりません。11月以降の医療費については、明細書の作成が必要となります。

住民税申告の延長受付

申告受付の時間内にお越しいただけない場合は、住民税申告の延長受付をご活用ください。

申告が必要な方

令和5年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

●令和4年中に所得のあった方

※所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。

●所得がなくとも町役場から申告案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

申告での注意点

◆次に該当する方は、あらかじめ書類をご準備の上、申告をお願いいたします。

●営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和4年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。
※様式は町ホームページからダウンロードできます。

◆町役場の申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、次に係るものについては、敦賀税務署での申告となります。

- 営業所得の青色申告
- 株式等の譲渡所得
- 土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)
- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 損益通算、繰越控除

申告に必要なもの

- 印鑑
- マイナンバーカード(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等)
- 令和4年分源泉徴収票(給与、年金)
- 収支内訳書、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産)
- 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書等)明細の分かるもの、医療費通知書
- 寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書
- 町役場、敦賀税務署から申告案内の送付があった方は、送付された書類
- 利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの



感染症対策

来場の際は、マスクの着用をお願いします。また、体調のすぐれない方は来場をご遠慮ください。